



佐川急便株式会社
統合幕僚監部

2026 年 8 月 25 日

佐川急便と統合幕僚監部が輸送協力に関する協定を締結

官民連携で災害対応力と輸送の実効性を強化

SG ホールディングスグループの佐川急便株式会社(本社:京都市南区、代表取締役社長:笹森 公彰、以下「佐川急便」と)、統合幕僚監部(東京都新宿区市谷本村町、以下「統合幕僚監部」)は、8月24日に「輸送協力に関する協定」を締結し、同日、防衛省にて締結式を行いました。

本協定は、災害などの緊急性の高い事象が発生した際に、自衛隊の各種輸送を迅速かつ円滑に実施できるよう、輸送面での協力体制を構築することを目的としたものです。



(左から)統合幕僚監部 後方計画部長 金山 哲治、佐川急便 取締役 森 裕一郎

佐川急便は指定公共機関※として、これまでも日本各地における自然災害発生時において、自治体や各団体と連携し、被災地での復旧に関わる活動を行ってきました。また、統合幕僚監部は、自衛隊の統合運用を担う組織として、災害発生時における人命救助や生活支援、輸送・後方支援活動などを通じて、国民の生命と財産を守る重要な役割を担っています。

今回、自衛隊の統合運用を担う統合幕僚監部と協定を締結することで、災害などの緊急性の高い事象が発生した際に、自衛隊の各部隊等が実施する輸送に対し、陸上、鉄道・海上および航空運送を組み合わせた協力が

可能となります。

【主な協定内容】

(1) 災害発生時等の連携

- ・陸上運送
- ・鉄道・海上運送(利用運送を含む)
- ・航空運送(利用運送を含む)
- ・その他、双方が必要と認める事項

(2) 平時の取り組み

- ・定期的な意見交換を通じた協定の実効性向上
- ・協定の運用に関わる事務担当者名簿の作成および相互通知

今後も佐川急便と統合幕僚監部は、双方の特性を活かした協力体制を構築し、有事に備えて、国民の皆さまが安心して暮らせる環境づくりに取り組んでまいります。

※指定公共機関とは、公共的機関および公益的事業を営む法人のうち、防災行政上重要な役割を有するものとして内閣総理大臣が指定している機関です。佐川急便は 2013 年 10 月に指定公共機関に指定されました。

SG ホールディングスグループは、純粋持株会社 SG ホールディングス株式会社と、その傘下にある佐川急便株式会社をはじめとした事業会社で構成された総合物流企業グループです。

<報道関係お問い合わせ先>

佐川急便株式会社 広報部 広報担当

tel: 03-3699-3614 fax: 03-3699-3444 mail: pr@sagawa-exp.co.jp